

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「相互信頼を深め、未来を見つめた新たな価値を提供し、世界の人々に貢献します」をスローガンとする企業理念のもと、中長期的な企業価値の向上を目指す経営を推進するため、コーポレート・ガバナンス体制を構築し、その充実に取り組んでいます。そして、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等の各ステークホルダーに対して、公正で透明性の高い経営を行いながら信頼関係を築くとともに、効率的で健全な経営により持続的な成長を果たすため、経営体制及び内部統制システムを整備・運用していくことを、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

以下で使用する用語の定義は次の通りです。

・経営陣: 業務執行取締役及び執行役員

・経営陣幹部: 業務執行取締役

【原則1-4 政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社は、取引先等との継続的かつ安定的な取引関係の維持・強化を基本としつつ、中長期的な経済合理性を検証の上、当社の企業価値向上に繋がると判断する株式を保有することとしております。この保有に関しては、毎年、取締役会にて個別の政策保有株式について資本コストと中長期的なリスク・リターンとの比較などを踏まえた保有の合理性及び企業価値向上の観点から効果の検証を行い、継続保有に該当しないとの判断に至る場合は、適宜市場動向を見ながら売却いたします。

2. 議決権行使の基準

保有株式の議決権の行使については、保有先及び当社の企業価値向上に資するものであるかどうかといった観点から議案毎に賛否を判断いたします。特に、役員選任議案、剰余金処分議案及び株主価値に大きな影響を与える議案については、議決権行使基準に基づき議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引についての手続と枠組み】

当社と関連当事者間の取引につきましては、会社及び株主共同の利益を害することの無いよう、法令及び社内規程で取締役会の承認を必要としており、またその取引結果を取締役会へ報告することとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には従業員の安定的な資産形成を目的とした確定給付企業年金制度があり、その規約に基づいた年金資産の運用全般に関する協議及び方針決定、運用機関の選定・評価など資産運用の円滑な業務運営を図るため、年金委員会を設置しています。

年金委員会には当社の経理部門や労務部門の部門長等、適切な資質を持った人材及び受益者代表として労働組合幹部等を配置しています。また企業年金としての専門性の補完・向上を図るため、外部の専門家として運用コンサルタントを採用し、四半期ごとに開催する年金資産運用実績報告会にて運用委託機関による運用実績や運用方針、運用体制、運用プロセス等を総合的にモニタリングを行い、その結果を年1回、取締役会にて報告しています。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の企業理念、長期経営計画及び中期経営計画につきましては、下記にてご案内しております当社ウェブサイトに掲載するとともに、決算説明会やIR活動等を通じて説明しております。

< 企業理念 >

https://www.ngkntk.co.jp/corporate/philosophy/corporate_philosophy.html

< 長期経営計画 >

<https://www.ngkntk.co.jp/ir/pdf/long-term-management-plan.pdf>

< 中期経営計画 >

https://www.ngkntk.co.jp/ir/management/pdf/medium-term_management_plan.pdf

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針につきましては、本報告書「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載しております。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役及び執行役員に対する報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高め、株式保有を通じた株主との利害を共有することを基本方針とし、金銭で支給される「基本報酬」及び単年度の会社業績達成度等に連動する「賞与」並びに役位及び中期経営計画等で掲げる

業績目標の達成度に応じて当社株式を交付する業績連動型の「株式報酬」(社外取締役を除く)から構成されております。
また、委員の過半数を独立社外役員とする報酬委員会において、取締役会からの諮問に基づいて、取締役報酬に関する方針、手続き及び制度内容の妥当性並びに各取締役の報酬案の妥当性等に関して審議を行い、その審議結果を取締役会へ答申することで、取締役報酬の決定に関する透明性・公平性の確保を図っております。

4. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な人材で取締役会を構成することが重要であると考えており、ジェンダーや国際性を含む多様性を確保しつつ、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を取締役候補者いたします。取締役候補者の指名にあたっては、取締役会の諮問機関として委員の過半数を独立社外役員とする指名委員会を設置しており、合理性及び透明性を確保するため、指名委員会での審議を経て取締役会において決議し、株主総会へ付議いたします。

また、監査役については、その期待される重要な役割・責務を果たすために、財務・会計・法務に関する知見等、監査に必要となる専門性及幅広い分野についての豊富な知識及び経験を有する人物を監査役候補者いたします。監査役候補者の指名にあたっては、指名委員会における審議を経たうえで、監査役会の同意を得て取締役会において決議し、株主総会へ付議いたします。

経営陣幹部の解任については、経営陣幹部の職務執行に不正または重大な法令違反、定款違反があった場合、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合は、指名委員会における審議を経て、経営陣幹部の役位の解職を取締役会で決議します。

5. 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役の各候補者の選任理由につきましては、当社ウェブサイトに掲載されている「定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載しております。

< 定時株主総会 >

<https://www.ngkntk.co.jp/ir/events/shareholders.html>

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社の取締役会は、法令及び定款に定められている事項のほか、取締役会規程において取締役会で決議する事項を定めています。それ以外の業務執行の決定につきましては、社長執行役員以下の経営陣に委任しており、その内容は各種基本方針や決裁規程等の社内規程において明確に定めています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法で定められた社外役員の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の独立性基準に加えて、当社独自の「独立役員選任基準」を策定し、これら全てを満たす者を独立社外取締役に選任することといたします。

なお、「独立役員選任基準」につきましては、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」における「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】」の「その他独立役員に関する事項」に記載しております。

また当社は、誠実な人格、高い見識と能力を有し、社外の客観的な立場から取締役会で経営全般に対する助言を行うために専門分野や出身分野における広範な知識と豊富な経験を有する者を独立社外取締役に選任することとしております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な人材で取締役会を構成することが重要であると考えており、ジェンダーや国際性も考慮した上で、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人材でその時々々の事業環境によってバランスよく構成することとしております。

また、当社とは異なる環境で培われた経験や専門知識を有する社外取締役を複数名(現在4名)選任して取締役会を構成することを通じて、多角的な視点から議論を行うことで、意思決定の透明性及び客観性の確保に努めております。

【補充原則4-11-2 取締役及び監査役の兼任状況】

社外取締役及び社外監査役の兼任状況につきましては、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】及び【監査役関係】」に記載しております。

また、社外取締役及び社外監査役以外の取締役・監査役の兼任状況につきましては、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価の結果の概要】

当社は2020年度における取締役会の構成と運営、経営戦略等の審議、業務執行の監督状況等を評価項目とするアンケートを取締役及び監査役に対し実施し、アンケート結果等を基に取締役会の実効性評価を実施しました。その結果、当社の取締役会の実効性は十分に確保されていることが確認され、特に以下の項目について効果的な取組みが実行されていることを確認いたしました。

- ・取締役会はその役割・責務を果たす上で必要な知識、経験、能力並びに多様性が確保された適切なメンバーで構成されている。
- ・取締役会の監督機能強化の重要性や社外取締役の在り方についての考え方が共有されている。
- ・資本コストを的確に把握した上で、グループ全体の事業ポートフォリオの最適化・経営資源の適切な配分について適切に監督している。
- ・グループ全体の内部統制システム構築に関する基本方針を決定するとともに、内部統制システムが構築・運用されていることを適切に監督している。
- ・経営陣が会社の直面するリスクを把握・識別し、それらのリスクが持つ潜在的影響を評価するために有効なプロセスが構築されていることを継続的に確認している。
- ・取締役の指名及び報酬決定についての合理性並びに透明性を確保するため、指名委員会及び報酬委員会が取締役会の諮問機関として有効に機能している。

また、2019年度の実効性評価で課題として挙げられていた項目の内、「経営戦略や事業戦略の審議の高度化」については、長期・中期経営計画策定に向けた継続的な審議や、執行側への権限委譲など、中長期的な経営戦略・事業戦略の審議及びそのための施策を実行しました。「役員トレーニングの充実」については、新任役員に対するオリエンテーションの充実等改善が確認されましたが、就任後の継続的なトレーニングについては改善の余地があるとして、引き続き取り組んでまいります。

なお、今回の実効性評価で取締役会の実効性を更に高めていくために望ましい項目として、カンパニー制導入を踏まえた監督機能の発揮や非財務経営指標に対するモニタリング機能の強化等が課題として挙げられており、今後はそれらに取り組むことで引き続き取締役会の実効性の維持・向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、取締役及び監査役に対して、期待される役割・責務を適切に果たすために必要な支援を適宜実施しております。

取締役につきましては、外部セミナーの受講等を通じて職責を果たすために必要な知識の習得に努めるとともに、取締役・執行役員全員が参加する役員研修を開催し、経営課題の共有・解決に努めております。なお、社外取締役ににつきましては各部門から事業・業務内容等の説明を受け、主要事業所を視察することを通じて当社グループへの理解を深めるよう努めております。

監査役につきましては、監査役としての心得、監査手法、関係法令及び会計監査に必要な財務会計の知識等を習得するため、適宜外部セミナーを受講しております。また、工場、子会社への視察を行うことを通じて当社への理解を深める機会を設けております。

【原則5-1 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するために、株主総会のほか様々な機会を捉えて、株主との間で建設的な対話を行ってまいります。そうした対話を通じて、株主の声に適切な関心を払うとともに、経営方針を株主に明確に説明し、理解をいただくように努めます。具体的な方針は以下の通りです。

1. 代表取締役は、株主との対話全般について統括し、株主との建設的な対話が実現するように努めます。
2. 財務戦略・経営管理を管掌する取締役は、経理部門、株式担当部門、法務部門、IR担当部門を統括し、経営企画部門や事業部門など関連部署と連携をとりながら、経営陣による株主との対話をサポートいたします。
3. 株主・機関投資家との個別面談を実施するほか、投資家・アナリスト向けに説明会やコンファレンスコールを開催いたします。また証券会社等が主催する個人投資家向け説明会等にも積極的に参加し、株主・投資家との対話の手段の充実に取り組みます。
4. 投資家説明会等に関する情報や資料を当社ウェブサイトに掲載し、情報の開示を行ってまいります。
5. 株主との対話の内容は、取締役役に報告し、対話において把握した株主の意見や懸念を受け、適切な対応策を検討、あるいは業務運営に活かしてまいります。
6. 対話に際してのインサイダー情報の管理については、当社の関連社内規程に基づくほか、開示情報に関しては外部の弁護士の検証を受ける等により慎重に対応いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	16,794,569	8.22
第一生命保険株式会社	16,752,850	8.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15,932,900	7.80
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	8,041,800	3.93
全国共済農業協同組合連合会	7,404,100	3.62
株式会社三菱UFJ銀行	4,380,268	2.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	3,929,075	1.92
日本生命保険相互会社	3,563,938	1.74
TOTO株式会社	3,433,863	1.68
株式会社日本カストディ銀行(信託口7)	3,322,800	1.62

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

1. 大株主の状況は、2021年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しています。
2. 野村アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者2社から、2021年1月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2021年1月15日現在当社株式を9,398千株(4.60%)保有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有状況の確認ができないため上記大株主の状況には含めていません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大瀧守彦	他の会社の出身者											
安井金丸	公認会計士											
Mackenzie Donald Clugston	その他											
土井美和子	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

大瀧守彦	○	大瀧守彦氏は、株式会社パソナの取締役副会長を務めておりましたが、2016年8月に取締役を退任いたしました。株式会社パソナと当社との間には人材派遣に関する取引関係がありますが、取引金額は同社売上高の0.1%未満と極僅少なことから独立性は十分に確保されております。	大瀧守彦氏は、グローバル企業における豊かな経験及び経営者としての高い見識を有しており、社外取締役として当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。また、当社取締役会における意思決定の透明性を高めるために積極的に発言いただく等、当社のコーポレートガバナンス強化のために重要な役割を果たされており、引き続き上記の経験及び見識に基づき当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただくことを期待し、社外取締役に選任しております。 また、証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」に抵触せず、当社が定める「独立役員選任基準」を満たしていることから、一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。
安井金丸	○	安井金丸氏は、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の出身であり、1993年4月から2005年3月まで当社の会計監査業務に携わっておりましたが、当社の監査業務から離れて15年が経過し、同監査法人を退職してから8年が経過しております。 また、同監査法人は法令に基づいて当社から独立した立場で会計監査を実施していることは勿論のこと、当社が同監査法人に支払っている金額は、同監査法人が受け取る総報酬額のうち、0.1%未満と極僅少であること、また現在同氏が所長を務めている安井公認会計士事務所と当社との間には、取引関係は無いことから独立性は十分に確保されております。	安井金丸氏は、長年公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、社外取締役として当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。また、当社取締役会における意思決定の透明性を高めるために積極的に発言いただく等、当社のコーポレートガバナンス強化のために重要な役割を果たされており、引き続き上記の知識・経験等に基づき当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただくことを期待し、社外取締役に選任しております。 また、証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」に抵触せず、当社が定める「独立役員選任基準」を満たしていることから、一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。
Mackenzie Donald Clugston	○	—————	Mackenzie Donald Clugston氏は、長年の外交官として培われたグローバルで豊富な経験並びに国際情勢及び貿易に関する高い見識を有しており、社外取締役として当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。また、当社取締役会における意思決定の透明性を高めるために積極的に発言いただく等、当社のコーポレートガバナンス強化のために重要な役割を果たされており、引き続き上記の知識・経験等に基づき当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただくことを期待し、社外取締役に選任しております。 また、証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」に抵触せず、当社が定める「独立役員選任基準」(4.補足説明参照)を満たしていることから、一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。
土井美和子	○	土井美和子氏は、東北大学の理事を務めており、東北大学と当社との間には主に研究委託に関する取引関係がありますが、取引金額は5百万円程度と極僅少であることから独立性は十分に確保されております。	土井美和子氏は、情報通信分野における研究者としての豊富な経験及び卓越した実績を有し、現在も研究機関や大学で先端技術の研究に携わっており、社外取締役として当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。また、当社取締役会における意思決定の透明性を高めるために積極的に発言いただく等、当社のコーポレートガバナンス強化のために重要な役割を果たされており、引き続き上記の知識・経験等に基づき当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただくことを期待し、社外取締役に選任しております。 また、証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」に抵触せず、当社が定める「独立役員選任基準」(4.補足説明参照)を満たしていることから、一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名委員会	10	0	3	4	0	3	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	10	0	3	4	0	3	社内取 締役

補足説明 更新

当社は取締役の指名及び報酬決定についての合理性並びに透明性を確保するため、取締役会の諮問委員会として「指名委員会」及び「報酬委員会」を設置しており、いずれも代表取締役3名、独立社外取締役4名及び独立社外監査役3名によって構成されています。
指名委員会は取締役会からの諮問に基づいて、株主総会へ付議する取締役及び監査役選任議案、会社の業績評価及びそれに基づく経営陣の評価等に関して審議を行い、その審議結果を取締役会へ答申しております。
また、報酬委員会は取締役会からの諮問に基づいて、取締役報酬に関する方針、手続き及び制度内容の妥当性並びに各取締役の報酬案の妥当性等に関して審議を行い、その審議結果を取締役会へ答申しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人による監査への監査役の立会いや、監査役・会計監査人・内部監査部門による定期あるいは随時の会合によって、監査方針・監査計画・監査実施状況及び会計制度の改正等の情報交換を相互に行い、緊密な連携を図ることによって、監査の実効性向上に努めております。
監査役と内部監査部門は、定期あるいは随時の会合を開催し、監査方針・監査計画・監査実施状況等の情報交換を行い、緊密な連携を図っております。
必要な場合には、内部監査部門による監査に監査役が立会い、さらに内部監査部門は監査役の求めに応じて調査・報告等を行うなど、お互いの監査の品質向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
永富史子	弁護士													
湊明彦	他の会社の出身者													
高倉千春	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永富史子	○	_____	永富史子氏は、長年にわたり弁護士として培われた専門的な知識及び豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただいていることに加え、経営全般に対して適宜適切な提言をいただくなど、当社のコーポレートガバナンス強化のために重要な役割を果たされていることから、社外監査役に選任しております。 また、証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」に抵触せず、当社が定める「独立役員選任基準」を満たしていることから、一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。
湊明彦	○	湊明彦氏は、当社の取引先である株式会社三菱東京UFJ銀行(現：株式会社三菱UFJ銀行)の常務執行役員でありましたが、2009年6月に退任し、退任以降は業務執行に携わっていないことから独立性は十分に確保されております。	湊明彦氏は、金融機関において要職を歴任され、財務に関する知識並びに企業経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただいていることに加え、経営全般に対して適宜適切な提言をいただくなど、当社のコーポレートガバナンス強化のために重要な役割を果たされていることから、社外監査役に選任しております。 また、証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」に抵触せず、当社が定める「独立役員選任基準」を満たしていることから、一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。
高倉千春	○	_____	高倉千春は、米国Georgetown大学にてMBAを取得後、組織構築・人材開発分野のコンサルタントを経て、国際的な製薬企業をはじめとする幾多のグローバル企業において人事部門での要職を歴任し、組織開発・人材開発に関する豊富な経験及び知見を有しており、その経験及び知見によって、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えていることから、社外監査役に選任しております。 また、証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」に抵触せず、当社が定める「独立役員選任基準」(4.補足説明参照)を満たしていることから、一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

7 名

その他独立役員に関する事項

当社は、会社法で定められた社外役員の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の独立性基準に加えて、下記の通り当社独自の「独立役員選任基準」(注1)を策定し、これら全てを満たす者を独立役員に指定することといたします。

1. 当社グループとの間で、直近過去3年間における双方いずれかの連結売上収益(連結売上高)の2%以上の取引がある取引先において、直近

過去3年間に取締役、監査役、執行役または支配人その他の使用人(執行役員を含み、社外取締役、社外監査役を除く。以下「取締役等」という)になったことがない者

2. 当社グループの現在の主要株主及び当社グループが主要株主である会社の取締役等でない者
(なお、主要株主とは、議決権行使割合が10%以上の株主とする)

3. 当社グループの主要借入先において、直近過去3年間に在籍していない者(なお、主要借入先とは、当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者とする)

4. 当社グループから現在報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者でない者

5. 当社グループが直近過去3年以内のいずれかの年度において1,000万円以上の寄付をしていない者(注2)

6. 当社グループから取締役等を受け入れている会社またはその子会社の取締役等でない者

7. 現在または過去における当社グループの取締役等の二親等以内の親族でない者

8. 当社グループと恒常的に実質的な利益相反が生じる恐れのない者

(注1)ただし、企業合併その他意図せずした背景等で第三者に対して明確に独立性を説明できる理由がある場合には、上記に該当した場合でも独立役員の意見を尊重した上で認める場合があります。

(注2)ただし、1,000万円以上の寄付を行った場合であっても、当該寄付が独立役員候補者と同一の大学・研究所等に所属する別の教授や研究室に個別に行われた寄付である等、第三者に対して当該寄付が独立役員候補者の独立性の判断に影響を与えないことを明確に説明できる理由がある場合には、独立役員の意見を尊重した上で認める場合があります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員に対する報酬等は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高め、株式保有を通じた株主との利害を共有することを基本方針とし、金銭で支給される「固定報酬」及び単年度の会社業績達成度等に連動する「賞与」並びに役位及び中期経営計画等で掲げる業績目標の達成度に応じて当社株式を交付する「業績連動型株式報酬」から構成されています。但し、監査役及び社外取締役に対する報酬等は「固定報酬」のみとしています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第121期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の役員報酬等は以下の通りです。

取締役(社外取締役を除く)報酬等の総額 522百万円

監査役(社外監査役を除く)報酬等の総額 49百万円

社外取締役 報酬等の総額 54百万円

社外監査役 報酬等の総額 28百万円

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額

代表取締役 取締役会長 尾堂真一 125百万円

代表取締役 取締役社長 社長執行役員 川合 尊 122百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

取締役に対する報酬等は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高め、株式保有を通じた株主との利害を共有することを基本方針とし、金銭で支給される「固定報酬」及び単年度の会社業績達成度等に連動する「賞与」並びに役位及び中期経営計画等で掲げる業績目標の達成度に応じて当社株式を交付する「業績連動型株式報酬」から構成する。ただし、社外取締役に対する報酬等は「固定報酬」のみとする。

2. 固定報酬

固定報酬は、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案した上で決定し、毎月、現金で支給する。

3. 賞与

賞与は、役職別の基準額に、営業活動の成果を反映する連結売上収益及び連結売上収益営業利益率等の会社業績達成度の定量目標や、個人業績に係る定性的な評価を加味して、総合的に勘案した上で決定し、毎年、一定の時期に支給する。

目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に報酬委員会の答申を尊重して設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

4. 業績連動型株式報酬

非金銭報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を一層高めることを目的として、会社の業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度である、業績連動型株式報酬制度とする。

本制度では、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託を採用し、役位や中期経営計画等の目標達成度等に応じて、あらかじめ報酬委員会の審議を経て取締役会で決定する株式交付規程に定める算定方法に従ってポイントを付与し、本制度の対象期間終了後に、付与された合計ポイント数に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役に交付又は給付する。

目標達成度を評価する指標とその値は、単年度業績目標、中期業績目標及び非財務指標目標に基づき、中期経営計画と整合するよう報酬委員会の答申を尊重して設定するものとする。

5. 報酬割合

社外取締役を除く取締役の種類別の報酬割合については、役位及び職責を踏まえて、報酬委員会において他社の報酬構成等を参考にしながら妥当性を検証した上で設定する。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、固定報酬:賞与:業績連動型株式報酬 = 60:25:15とする(KPI(重要業績評価指標)を100%達成の場合)。

6. 取締役の個人別の報酬等の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会決議に基づき代表取締役会長及び代表取締役社長に対して具体的内容の決定について委任するものとし、代表取締役会長及び代表取締役社長は経営環境や会社の業績の下、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定する権限を有する。取締役会は、当該権限が代表取締役会長及び代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長は、取締役の個人別の報酬等の具体的内容を当該答申の内容を尊重して決定しなければならないこととする。なお、業績連動型株式報酬については、あらかじめ取締役会で決定する株式交付規程に定める算定方法に従って取締役個人別の付与ポイント数を決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

< 社外取締役 >

社外取締役については、秘書室が社内との連絡・調整等のサポート業務を担っております。

また、取締役及び担当部門の責任者は、取締役会開催に際し、社外取締役に対し資料の事前配布を行うとともに、取締役会の付議事項について事前説明を実施しております。

< 社外監査役 >

社外監査役については、監査役の要求に基づき、その職務を補助すべき専任のスタッフ1名を置いており、当該スタッフが社内との連絡・調整等のサポート業務を担っております。

また、取締役及び担当部門の責任者は、社外監査役に対して重要な決裁書類を必要に応じ閲覧に供するとともに、業務及び財産の状況ならびに社外監査役の要求事項に対し適切に報告しております。また、社外監査役が出席する取締役会及び各種委員会において重要事項の開示を行い、その他必要に応じて各種委員会の運営状況を説明しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

当社では、相談役・顧問制度を設けておりますが、現在は対象者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、11名(うち4名が社外取締役)の取締役で構成し、原則として月1回の定例の他、必要に応じて随時開催されます。取締役会では法令・定款に定める事項その他経営上の重要事項の審議・決定を行うとともに、各取締役からの報告を受けて業務執行状況の監督を行っています。また、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性を確保するため、複数の独立社外取締役を選任することとしています。

取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外役員とする指名委員会及び報酬委員会を設置し、取締役の指名及び報酬決定についての合理的並びに透明性の確保を図っています。両委員会は各々、取締役の指名及び報酬に関して、方針・手続・制度内容の妥当性及び個別の取締役候補者の指名並びに取締役の報酬の妥当性について審議を行い、取締役会に答申します。

監査役会は、4名(うち3名が社外監査役)の監査役で構成し、株主から負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査しています。そして、常勤監査役が当社における業務経験に基づく視点から、社外監査役が中立的かつ専門性を活かした視点から、それぞれ監査を行うことで経営の健全性を確保することとしています。なお、監査役の要求に基づき、その職務を補助すべきスタッフ1名を置いています。また、当社の監査役4名の内、社外監査役の湊明彦氏は、金融業務に長く従事した経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

会計監査人には有限責任 あずさ監査法人を選任しています。有限責任 あずさ監査法人及びその業務執行社員と当社との間には特別な利害関係が無く、また有限責任 あずさ監査法人は自主的に業務執行社員について一定期間を超えて関与することがないよう措置をとっています。

監査役・会計監査人・内部監査部門の連携においても、会計監査人監査への監査役の立会いや、三者による定期あるいは随時の会合によって、監査方針・監査計画・監査実施状況及び会計制度の改正等の情報交換を相互に行い、緊密な連携を図ることで、監査の実効性向上に努めています。

取締役会決定の諸方針に基づく業務執行を迅速に行い、その成果責任を明確にすることを目的として、執行役員制度を採用しています。執行役員26名(うち取締役兼務は6名)は取締役会により選任され、月1回開催する執行役員・カンパニー長会において、業務執行に係る状況報告を行い、横断的に情報共有や意見交換を行っています。なお、執行役員・カンパニー長会には、執行役員でない取締役も随時出席し、業務執行に対する監督・助言を行っています。また、経営会議は、代表取締役及び業務執行取締役、一部の上席執行役員等で構成し、取締役会へ上程する重要案件を審議するとともに、対処すべき経営課題や会社を取り巻くリスクに対して議論や事前把握を行い、経営環境の変化に迅速に対応する体制を整えています。

各業務執行部門は、取締役会で策定された中期経営計画に従って執行役員による指揮のもと、年度予算を立案し、行動計画に落とし込んで目標達成に向けた組織運営を行っています。また、当社は業務執行に係る体制として社内カンパニー制を採用し、事業部門・事業サポート部門・コーポレート部門の組織ごとに「カンパニー」(一部組織については「本部」)を設置し、業務執行に関する一定の権限を委譲することで、権限と責任を明確にし、機動的な意思決定と収益性の可視化を図っています。

企業理念のもとに、持続可能な社会の実現に寄与することを謳う「CSR・サステナビリティ憲章」を制定して社内浸透を図るとともに、取締役・監査役等で構成するCSR・サステナビリティ委員会を設置し、その傘下にはリスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等、内部統制に関する機能を持つ専門委員会を設けて、部門横断的な全社体制を整えています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、「相互信頼を深め、未来を見つめた新たな価値を提案し、世界の人々に貢献します」をスローガンとする企業理念を理解した取締役が、相互牽制を働かせながらコーポレートガバナンスを達成しております。また3名の社外監査役をはじめ監査役4名がその役割を全うし、適宜適切な意見・指摘をすることから、当社のガバナンス機能は十分に果たされていると考えています。

また、当社取締役11名のうち社外取締役は4名となっております。複数の社外取締役を選任することで、取締役会において多様な専門知識や経験を有する社外の視点をより多く取り入れて監督機能を強化するとともに、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を目指しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月開催の定時株主総会では、株主総会招集通知を法定期日より1週間早く発送するとともに、当該発送日の5営業日前に東証ホームページ及び当社ホームページにて開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2021年6月開催の定時株主総会では、集中日の2営業日前に開催日を設定いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2014年6月開催の定時株主総会より議決権行使の電子投票を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2016年6月開催の定時株主総会より議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知及び参考書類を英訳し、東証ホームページ及び当社ホームページに掲載いたしました。
その他	招集通知を読み易くするため、文字のサイズを大きくし、字体もユニバーサルデザインフォントを使用しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。 https://www.ngkntk.co.jp/ir/management/disclosure_policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第121期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)において、全国各地で2回説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	1年に2回(第2四半期、第4四半期の決算後)行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	例年は海外投資家を訪問して説明を行っておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、第121期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)はリモート形式での面談を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページのURL: https://www.ngkntk.co.jp/ 決算情報、適時開示資料の他、ニュースリリース、企業理念など会社の取組み状況を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務戦略室を窓口としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程「企業行動規範」の中で示しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

2000年に「環境社会報告書」を発行し、環境への取り組みのみならず、企業としての社会的活動内容の紹介を開始し、現在は「統合報告書」及び「サステナビリティデータブック」において当社の活動内容をお伝えしております。

その他、当社の取り組みの内容を当社ホームページに掲載しております。
<https://www.ngkntk.co.jp/csr/>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「相互信頼を深め、未来を見つめた新たな価値を提案し、世界の人々に貢献します。」をスローガンとする企業理念を実現するため、以下のとおり当社ならびに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を定めております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役は、「企業行動規範」及びコンプライアンス方針をはじめとする「CSR基本方針」に則り、自らが模範を示すことで、コーポレート・ガバナンスを確立します。
- 2) 取締役は、法令・定款に定める事項の決定及び監督を行うために、取締役会を定例の他必要に応じて随時開催すると共に、経営会議及びその他組織を横断した各種会議体・委員会を設け対応します。
- 3) 取締役会の業務執行監督機能を強化すると共に意思決定の透明性確保のため、社外取締役を複数招聘します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役は、その職務の執行に係る情報については、取締役会等の重要な会議の議事録及び社内決裁の記録を社内諸規程に従い適切に保存・管理を行い、取締役及び監査役はこれらの情報を常時閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 取締役は、業務執行上のリスクを管理するため、リスクマネジメント規程を制定し、定期的に平常時のリスク評価の実施及びその対応計画の実施状況をモニタリングすることで損失発生の未然防止に努めると共に、損失の危険性が現実化した場合には、直ちに全社横断的な対応を取り、損害を最小限にとどめ、事態の早期収拾を図り、解決した危機の再発防止に努めます。また、リスクマネジメント委員会において定期的にリスクマネジメント体制の整備及び運用の監視を行います。更に、大規模地震等の自然災害または大事故に対する防災対策について、社内規程に定め災害発生時の従業員の初期行動を明確にし、被災後の事業の早期復旧を図る体制の構築をはじめ危機管理に関する体制の整備を行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役は、取締役会の決議によって選任された執行役員に会社の業務執行の責任者として職務に当たります。また執行役員及び使用人の職務執行に関する役割分担を、執行役員職務権限規程及び業務分掌規程で定め、中期経営計画の策定や予算制度の運営により、目標を明確化して経営効率の向上を図ります。
- 2) 取締役会を原則として月1回定例的に開催するほか、随時開催します。このほか取締役が参画する経営会議（毎月定例開催）及びその他組織を横断した各種会議体・委員会においても活発な議論を行い、速やかな状況把握と環境変化への対応に努めます。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役は、当社グループの全使用人の法令・国際ルール・社会規範及び社内諸規程等（以下、法令等という）の遵守及び倫理意識の高揚を促すため、推進体制を整備し、手引書の配布、社内研修等を通じて「企業行動規範」及びコンプライアンス方針をはじめとする「CSR基本方針」の浸透を図ります。
- 2) 取締役は、CSR基本方針に沿って実行していくにあたり、正しく推進されるようCSR・サステナビリティ委員会を通じて代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会がコンプライアンス違反の未然防止活動や違反行為があった場合の対応等について指導、監視してまいります。なお法令等違反行為が発見された場合には、是正・再発防止策を講ずると共に社内諸規程により懲戒を行います。
- 3) 取締役は、社内及び社外を受付窓口とする内部通報制度としての企業倫理ヘルプラインを設置し、法令等に違反する行為またはそのおそれがある事項、並びに従業者自身に及び危険・脅威や心配事等の情報を受付けて、これらを早期に発見、あるいは不祥事を未然に防ぎ、企業活動の透明性を確保します。また、企業倫理ヘルプラインの利用者に対して、通報・相談したことを理由に不利益な取扱いはいしません。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 取締役は、当社の方針並びに諸法令に基づき子会社全般の適切で円滑な運営が実施されるよう、グループ各社に関する管理方針と管理組織について社内規程で定め指導、管理すると共に、関連制度の一体的な整備・運用に努めます。また、同規程においてグループ各社の重要な事項については、担当役員が取締役会などに報告します。
- 2) 取締役は、当社グループのメンバーで構成する各種会議体・委員会を開催するなど、情報交換・人事交流を推進することで、子会社との効率的な連携体制の確立を図ります。また、子会社への監査役の派遣並びに当社の内部監査部門による内部監査の実施等により、必要に応じて問題点の改善を図ります。なお、企業倫理ヘルプラインについては子会社の役員及び使用人も利用するものとします。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 取締役は、監査役の要求に基づき、その職務を補助すべき専任の使用人を置きます。
- 2) 取締役は、前号に定める使用人に対する指揮命令に関して取締役、執行役員及び使用人からの独立性を確保し、その異動、評価等を行う場合には事前に監査役の同意を得ます。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制

- 1) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役に対して重要な決裁書類を閲覧に供すると共に、業務及び財産の状況並びに監査役の要求事項に対し適切に報告します。子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者も、同様に監査役の要求事項に対し適切に報告するものとします。また、監査役が出席する取締役会や各種委員会において重要事項の開示・決議を行い、その他必要に応じて各種委員会の運営状況を説明します。
- 2) 監査役に対して報告したことを理由に、その者に不利益な取り扱いはいしません。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、監査役が取締役、内部監査部門及び会計監査人と情報交換を図る機会を確保します。
- 2) 監査役がその職務を執行するために必要な費用は、監査役からの請求に応じて会社が負担します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。また、警察や外部の専門機関とも緊密な連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰ぐと共に、反社会的勢力への対応に関する事例集を社内配布するなど排除のための体制整備を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

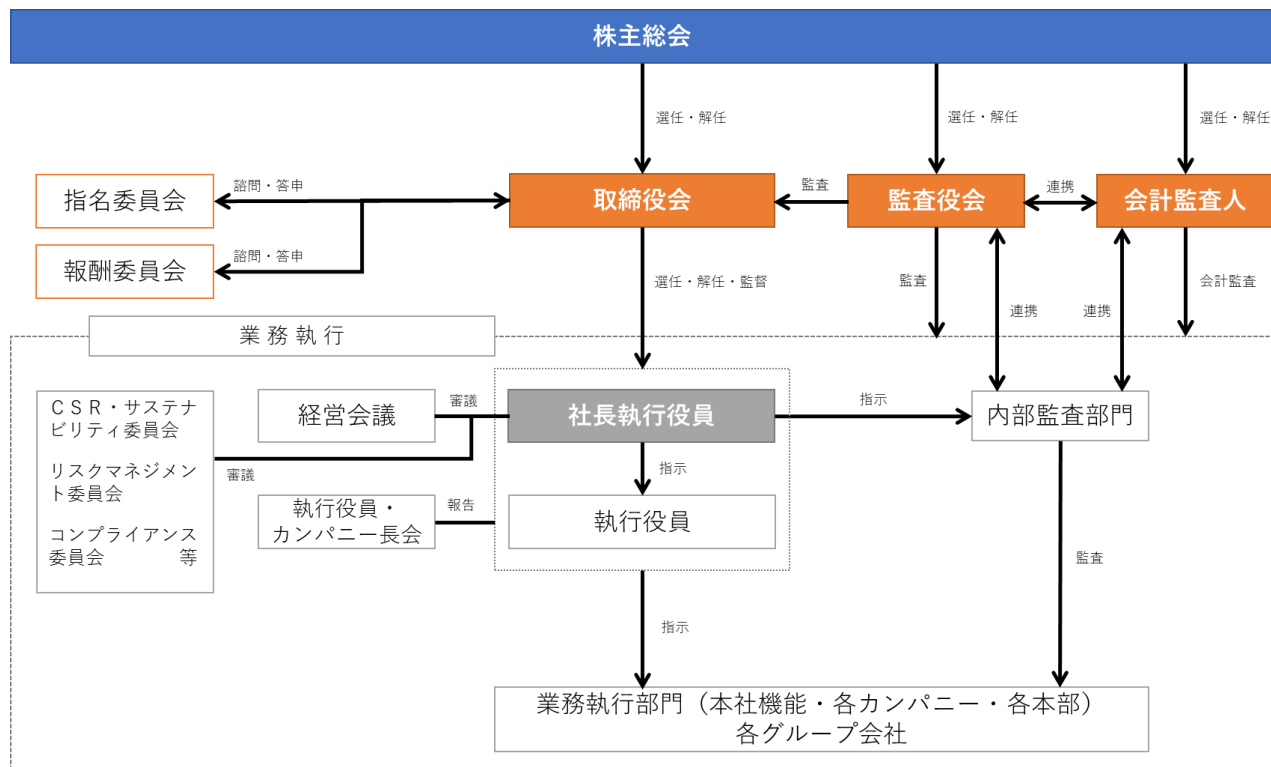
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

投資家への適時適切な会社情報の提供が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、迅速・正確かつ公平な開示を行うよう「内部情報管理規程」において公表の時期や担当について定義するなど、情報管理・内部統制機能の充実に努めています。

開示対象情報は原則として決定又は発生後遅滞なく開示するものとし、時期・方法は代表取締役が決定し、代表取締役又は代表取締役から委任されたビジネスマネジメント管掌役員が行っています。その他の役職員が公表する場合には、代表取締役及びビジネスマネジメント管掌役員から事前の委任を得て行っております。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制】

